

I 調査の概要

1 調査の目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査
学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）

3 調査期日

令和5年5月1日現在（昭和23年度から毎年実施）

4 調査対象（都道府県及び市区町村）

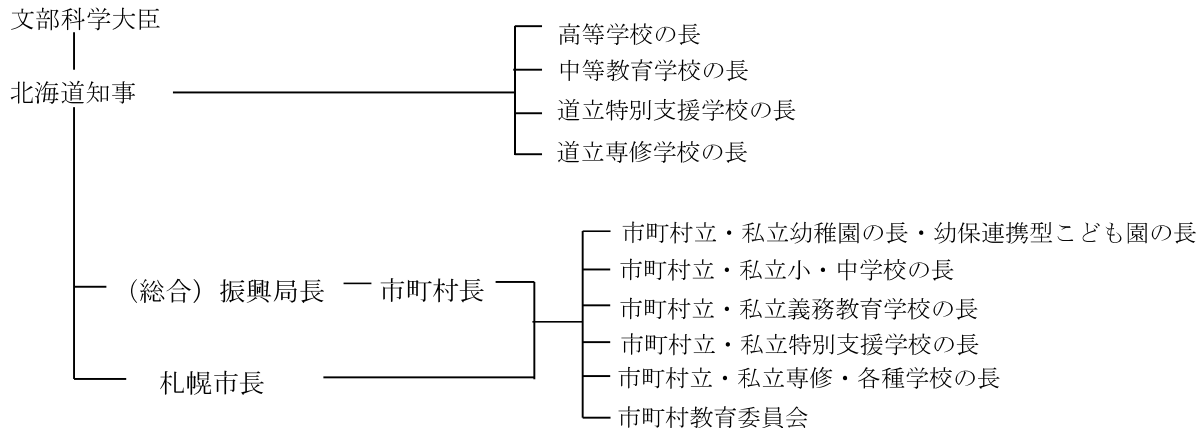
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校

なお、大学（短期大学含む。）、高等専門学校及び国立の諸学校は文部科学省が調査

5 調査票の種類及び調査事項

調査票の種類	主要調査事項
学校調査票	学校数、学級数、教職員数、在学者数、入学者数及び卒業生数等
学校通信教育調査票	学校数、教職員数、在学者数、入学者数及び卒業生数等
不就学学齢児童生徒調査票	就学免除者、就学猶予者及び居所不明者数、死亡者数等
学校施設調査票	学校の土地、建物の面積等
卒業後の状況調査票	中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部）卒業者の進学及び就職状況等

6 調査系統（北海道所管分）



7 調査方法

学校（園）長による自計報告

《利用上の注意》

- この概要は文部科学省が公表している学校基本調査結果（確報値）に基づき作成しています。
- 文部科学省が直接調査している国立の学校（大学等の高等教育機関を除く。）の数値についても集計に加えています。
- 各種比率については、表章単位未満を四捨五入したため、内訳の合計が一致しない場合があります。
- 園児・児童及び生徒の年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢によります。
- 統計表及び表中に用いた符号
「—」・・・係数が0の場合
「0.0」・・・係数が単位未満の場合
「▲」・・・減少の場合
「…」・・・係数出現があり得ない場合、又は調査対象とならなかった場合
- 文中の「過去最多」、「過去最少」は、調査開始（昭和23年度）以降の「最多」、「最少」を指します。